

貞丈雜記

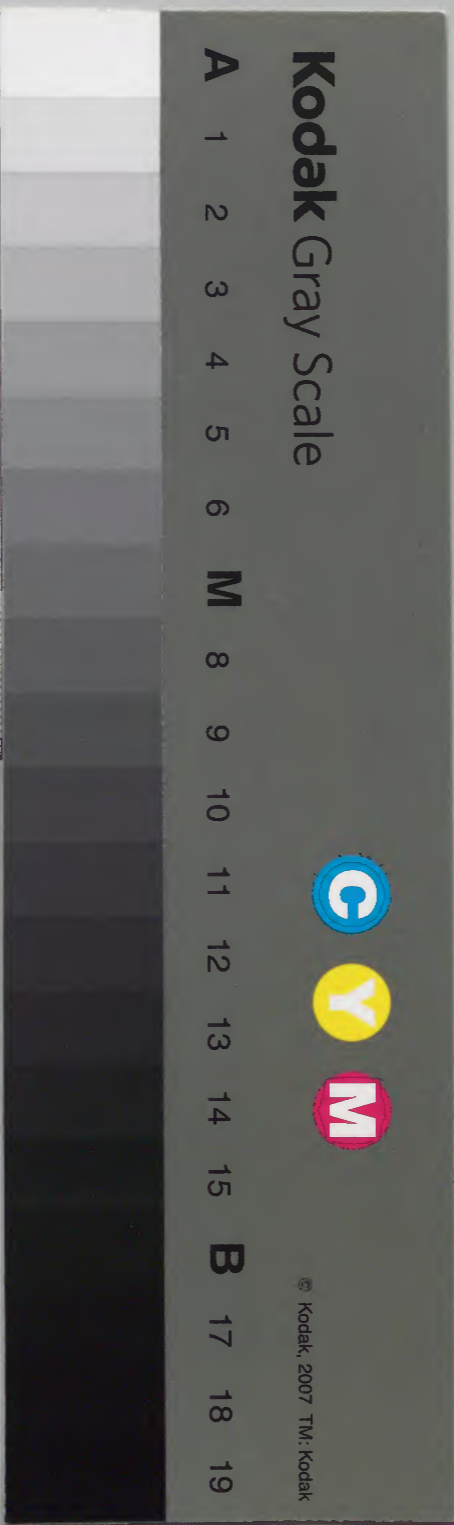
四之上

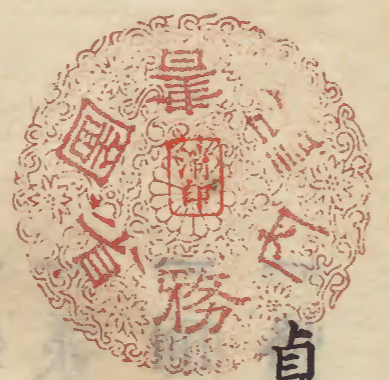
農務省
圖書
第一號
共三冊

大政官文庫
和書門
二五六一
架函册
三册

內閣文庫
和書類
二五六一
架函册
三册

內閣文庫	
番號	和 11568
冊數	32 (7)
函號	212 17





貞丈雜記卷之四

役名之部目錄

- 一 三職之事
- 一 四職之事
- 一 御供衆
- 一 御所奉行
- 一 評定衆
- 一 奉公方
- 一 申次
- 一 管領之事
- 一 御相伴衆
- 一 政所
- 一 所司代
- 一 奉行衆
- 一 走衆
- 一 五ヶ番

雜記四

目一



- 一番方
- 一採題
- 一國人之事
- 一小侍所別當
- 一中間衆
- 一中間苗氏不名衆
- 一雜色
- 一兼仕
- 一同朋 ニケ条
- 一恪勤
- 一節朔衆
- 一在國衆
- 一侍所別當
- 一房
- 一小者
- 一古之中間小者
- 一かせもの
- 一御所侍
- 一御未男
- 一被管

- 一武家十一位之事
- 一調度掛 四ケ条
- 一蔭涼軒
- 一太刀をもよの役 ニケ条
- 一弓袋指 ニケ条
- 一公人朝夕人
- 一隨身
- 一駕輿丁
- 一倉法師
- 一仕丁
- 一御部屋衆
- 一使節
- 一布衣之役
- 一侍法師
- 一草履取
- 一派上げ
- 一如木退紅
- 一押領使
- 一代官
- 一舎人之事

一前駟

一放免 三ヶ条

一力者

一公方之御小者

一馬廻侍

一馬部吉祥

一鞭差

一隨兵

一國司守護領家地頭

一念人

一雜掌

一御あう頭

一足輕

一房の比の髪

一乗替

一旗差

一御鎧着

一孔子之役 ニヶ条

一從者

一右筆

一兄部 コノカウビ

一御小袖御番衆

一三國司

一廳御坊

一家司役

一油持

一公方人公方者

一之右筆

一御出奉行

一近習之事

一仕丁

一奈良之御供衆

一國分奉行

一半守護

一引付方奉行

一出車衆

一御はのひ方右筆

一唐物奉行

一御さの事

一觸口之事

一 執事代
一 高家之事

一 年寄家老宿老雜掌何誰代

官位之部目錄

一 官職之事
一 補任之事
一 權官之事
一 前官之事
一 昇進之事
一 叙留之事

一 位之事
一 叙爵之事
一 兼官之事
一 散位之事
一 越階之事
一 相當と云事

一 贈位贈官
一 品位之事
一 叙位之事
一 上卿之事
一 長橋局
一 口宣之事
一 綸旨之事
一 宣命
一 院
一 女御

一 職掌
一 除目之事
一 節會
一 内辨外辨
一 攝政關白之事
一 宣旨之事
一 位記
一 准后
一 東宮
一 公卿

- 一殿上人
- 一堂上と云事
- 一將軍宣下
- 一兵杖宣下
- 一文官武官
- 一踐祚
- 一國母
- 一院之御事
- 一東宮之御事
- 一官途之事
- 一昇殿
- 一遷任
- 一禁色宣下禁色之事
- 一隨身
- 一御即位
- 一大嘗會
- 一天子之御事、付尊称品
- 一摄家之事
- 一位階之事
- 一受領之事

- 一督之字之事
- 一正之字之事
- 一四分官之事
- 一官位唐名云事
- 一源氏長者
- 一四品之事
- 一如木
- 一公家之事
- 一侍讀
- 一官位故實之書
- 一太輔少輔之事
- 一太夫之事
- 一判官
- 一太閤
- 一淳和院特學院別當
- 一宰相之事
- 一退紅
- 一位署書之事
- 一人のよき之事
- 一鞞負之事

- 一 廷尉佐
- 一 傳奏
- 一 柳管
- 一 坊官
- 一 外記
- 一 警蹕之事
- 一 みろしと云事
- 一 職事官之事
- 一 南殿之事
- 一 三公九卿
- 一 女官
- 一 幕下
- 一 大樹
- 一 侍法師
- 一 官幣
- 一 文位勲位
- 一 内侍宣のよみ
- 一 陣之座
- 一 町人之官位
- 一 月卿雲客

- 一 上達部
- 一 内と云事
- 一 天子之御事
- 一 新嘗會
- 一 職事散事
- 一 無官之太夫
- 一 受禪
- 一 公事官
- 一 内親王
- 一 入道親王
- 一 百鋪
- 一 朝の字みかどくすむ事
- 一 天子の御嫡子之事
- 一 非參議
- 一 陰陽家
- 一 讓位
- 一 遜位
- 一 諸王
- 一 法親王
- 一 無品親王

一 門院之事

一 御宇

一 被接官

一 令外之官

一 立后

一 國司

一 内位外位

一 太守之事

一 北面始

一 木鳥

一 重祚

一 被官

一 流外官

一 立坊

一 出居侍從

一 八双

一 國主

一 布衣始

一 殿下

一 番長

一 番頭

一 假御隨身

一 兼宣旨

一 執柄乃事

一 下薦の御隨身

一 衛府之侍

一 拜賀奏慶慶賀

一 武家を清花に準ずる事

以上

貞丈雜記卷之四

役名之部

門人

伊勢貞友

同

千賀春城

校

岡田光大

三職四職ハ義滿
將軍應永五年ニ
定ル南朝紀傳ニ
見

兼倉年中行事云
管領之執權ト云
事ヲ毎々諸人申
ス奈不可然其故
ハ管領トハ只ノ
時ノ詞也
八段又記ニハ執
權トノセラルト
也然則管領之一
人ヲハ執事ト申
ヘキ也

一 三職トシテハ斯波氏武衛細川氏畠山氏ト云家々を云也

家ハ管領職を勤ム家ある故ニ職ト云也

一 管領トシテハ執權職也家老の事也クカウレキヨウヨシノリコフ尊氏卿義詮公ヨシツネト云

執事職ト云義滿公の御代より改メ管領職ト云斯波

細川畠山の三家を勤ム也ツル也管領ト云

雜記四

洞院家記後保中
院執權後保中
所言家頭朝吉田
中納言家後俊
年中諸大名に
成記云始ハ執事
職ト云貞治比ヨ
リ管領ハ始リシ
也

貞助雜記云
四職ハハシ
殿内トモリ也

管職ト云也或説云足利尾張守高経入道道朝ト義
詮公ト作多経天下ト事ト管領セシメテ多経トあり
ヨリ管領の号ハ起ルリたりト云フヨリ義満乃馬代
ト細川頼之管領職トあり高経入道の子斯波右基衛
佐義將ト管領トあり斯波の家代ト武衛ト云武衛
トハ兵衛の唐名也代ト右兵衛佐ト任トケル故也畠山尾
張ト義深の子右衛門佐基國管領トあり畠山細川斯
波の三家ト管領トカニ職トカ云
一四職ト云ハ山名一色細川讃州畠山修理太夫ト云又四殿
衆トカ云書札禮多ト云云ト云ト貞衡云山名一色京極

建武ハ元弘ナル
ベシ

赤松を口職ト云トクノリ時代ヨリト遠ある欲侍所の
別當を勤ト也
一御相伴シヨカバシト云ハ大名内ト云ケリヤカヲ撰ユラヒ御相伴ト云候
セシム也公方極諸大名ノ御成の時御相伴ト云トケル
也殿中ト云ハ御相伴ト云トケル
一御供所ト云ハ建武元年高氏ト謙倉ヨリ御上洛の時御
供所ト云人ト也伊勢守家ト御供所の才一也ト云トケル
子孫を後ト云ケルト御供所ト名付テ公方極の御前近ク
名ト云ケル朝暮御膳の御守ト云トケルト外御所ト云トケル
用ケルトケル也今御小姓ト云トケルトケルトケル

一政所と云ハ殿中政事を掌るる役也管領畠山左馬
督の身畠山式部少輔と伊勢守とある人此役を勤めたり伊
勢守ハ代々政所あり殿中諸奉行諸役人の惣司あり殿中
の諸事諸法度禮儀作法等其事大小事ありて政所乃
持場也政所代ハ蠶川新右衛門尉政所開闔ハ布施下野守
也政所ハ頭也政所代ハ助也子法々々を掌る也開闔ハ肝煎
せりやま也志保り役也

一御所奉行ハ御所中の惣奉行表向女中方迫の惣奉行也
伊勢守代々政所御所奉行兼帯あり
一所司代と云ハ貞衡云口職の助也侍所ノ名代也

一評定衆と云ハ廿四人あり諸事評定の役也公事方あども
承る役也貞衡説也

一奉行衆と云ハ貞衡云是を右の筆方と云十二人評定衆
奉行衆と云ハ之十六人評定衆方諸事を評定候極
要を政所へ出さす評定衆也三十六人をあくつ十八
ハ此非違衆をいふ魚の俵ハ日夜よりいふ日
當座へ出候候時我公入の通りを書記と三十六人
形を不審に存する者ハ判形せず思慮の程を書き
て出さす上より評定ありて政所へ出ス也
出候候也

通り事其番ニテ孟^カなりたる事ハ然ト愛^カ頭先紙修
あり大方家ノ次方^カなりたる事也

一 番方と云ふ右左の番の事也 又改衆氏云

一 節朔^{セツサク}衆と云ふ右の五ヶ番の事也殿中^テ次^ニ記^スはる

節ハ五節供也朔ハ朔日也番方の節ハ常ニ公方極ハ以目見

か一年始五節供朔日十五日計以目より初節朔^カ云

也 室町殿ノ代節朔
庶^カよりあり

一 探題^{タンダイ}と云ハ九州あハ九州惣務を奉行する人也 ソシヤク

一人に付^テ出^ル也探題の人も國持也

一 在國衆^{サイコク}と云ハ京都へ奉勤する事あり常ニ國信居る

大名の事也

一 國人^{クニウダ}と云ハ在國衆の事也書札条々ニ云宗刑部を補成する故

津嶋國人也 ツシマノクニウダ此類あり

一 侍所別當^{サムライトコロ}ハ侍の頭也勤役あり侍と云ハ侍の祇儀す

海^カを侍所と云其侍を支配する人を別當と云

一 小侍所別當^{近習侍}と云ハ貞衡云小侍ハ侍より下の侍也小使ハ

とす侍の祇儀あり海^カを小使と云小侍を支配する人

を小侍所の別當と云階成次方古実云小侍ハ以用のみ

自然ハそれの付役人供奉人をもよほす侍ハ役人祇

候の御殿より中より役人を小侍所と云

東鑑ニ建保六年
定待所司五人北
条恭時為別當山
城大夫判官行村
三浦左衛門義村
江判官能範伊賀
次郎兵衛尉老家
云々
太平記卷二三
殿^カ練^カ下^カ攻^カ備^カ達
を^カ敵^カ向^カせ^カし^カり
侍^カ所^カと^カす^カり
水火の妻を^カす^カり
東鑑卷廿四歳久
元年七月廿八日
辛酉晴有霜侍等
定於前代者河然
輩皆難着^カ到^カ于^カ西
侍常時^カ内^カ不^カ及^カ
手廣之間無侍仍

貞丈按童坊ト同
朋トハ列也同朋
ハ義滿以前ヨリ
有之
真如堂縁起云元
享の比而所上人
といひハ偏ヨ
念仏ヲ帰去ク
ハ比準土門乃
餘儀多ク也
モ法然上人のお
ト連日ハあ
ト思ひ考ふる
松平年比ちあ
ト同朋のみ
ト北白河の
位ト云行は元
享ハ我々の御
代也トヤ同朋の
号ト云ハハ
古津教ナルハ潮ト

東鑑九卷ニ云召
篠山丹三可候格
勤之由被御答
貞丈云格ノ字ヲ
用ルハ派也古キ
書ニハ格ノ字也
ワシムトヨム
字ナリ格勤トカ
クヘシ
職原按ニモ諸家
格勤トアリ

世あ日ことそいそせて殿中をありうせ諸侍のあはれ考
しそひびらさるるありそ義満より侍人をあはれ考
教へむ頼之の下也供侍の中侍人あはれ侍童坊とあ
が名を付の侍人とも皆恥らむとぞ侍人たるは童坊
と書らむをい川の比より同朋と字を書るはゆ也云々
寶篋院義詮公延文三戊戌年十二月廿二日征夷大將軍御拜賀
乃御系内の記ル供奉の行列を修記して是次隨身馬
上隨身姓名
今畧マ赤き金襴の上より豹虎之尻鞆の太刀滋藤子
尻篋負ひ厚徳の尻鞆懸り左右を分二行ニ乗也中畧
其次御長刀二振御同朋右同前上总ニテ馬上ニテ持之と云元

御系内之義式ニ見タリ
上总ト袍ヲ云トルヘシ義詮公ハ義満公の父也然るハ同朋ハ義満
公よりもいそありあり也

一 御末男ト云ハ御末スエ又御末ト男氏云又御ハシタ衆ト云
也公方極ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
之ハ後ト云ハ同朋ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
海也此奉道照愚草ト云ハ後ト云ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
一 御格勤ト云ハ同朋ト云ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
御格勤御膳を御末男持てあり同朋ト云ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
後ト云ハ御末男同朋ハ御膳を御末男持てあり同朋ト云ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋
道照愚草ト云ハ後ト云ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋ト云ハ御膳系ト云ハ御膳を御末男持てあり同朋

後三年ノ繪ニテ
袋持甲冑馬上ニ
テ弓ヲ袋ニ入テ
持タリ

雄差ト云々侍馬
上ニテ旗ヲ持テ
也旗ヲ主君ノ頭
上ニサレカクル
事ニハアラズ

一弓袋指ト云役ありゆぶらうさ〜よむ主君の弓袋を
馬上あり持り役人也古ハ式正の村ハ必也役人をあ〜つれらむ
一也建久六年の甚頼朝々入洛の日馬弓袋指一騎具を〜れ
一東鑑ヨ名ス〜外東鑑而〜

一弓袋差ト云弓袋指ト云事也差ト云ハ〜
捧也 サ、グルト云ハサシアグルノ畧語 主君の弓を弓袋ニ
持也 弓袋ヲサ、ゲテ持ツト云事ナリ 東鑑ヨ
馬先ハ多也後三年合戦繪の末ハ先ス〜東鑑ヨ
多ク近世の人弓袋さ〜云を〜ハ〜カ〜を
す〜弓袋を〜の匹の上〜怒〜思〜

画あり也近世の人の画〜繪を名〜主人歩行中
〜弓袋を〜人の頭上〜カ〜を〜け〜
〜け〜を〜事也

一草履取カウリ古ハ〜
〜小者〜は〜ち〜年〜持

一公人朝夕人々事旧記あり公人ハ〜
〜也公人ハ公事の時
政所ニテ〜役人也年中恒例紀ハ正月
内始の条云禁裏極於庭上〜
走鹿の〜

公文ト云モ公人
ノ事也公文所ノ
人ト云事也

太平記卷二傳徒
六波羅ニ召捕余
ユ朝夕雜色左右
ニ立並テトアリ

透子侍小者公人朝夕以下在ト又云以装束宰領ハ公人侍
きり了於長檜殿ト出戸ハ何儀ノ御座序ハ以装束あり
中納言殿又後ト也又云以トの以ト透子以朝夕兼也
又殿中日ト記ト政ノの公人ト又義教ト御元服記ト云奉行入
連署奉書以朝夕ト是等ト役ヲ知ト又
朝夕人ハ悉内ありト此時ハあや筒ヲ持ト也ト筒ト云ハ小便
筒也装束ト筒トハ小便ト筒トを袴ノ内ニさ
し入トその筒乃中ハ小便ト也小便ト桶ト也ト筒トを取て小便
外ニ流ト也筒トハあや筒ノ作り口ノハ皮トあり
包ト物トありト又リ也

東鑑卷七云鎮守
府將軍兼陸奥守
從五位上藤原朝

一女ふいぢやうけト云事旧記ハありトひぢやうハ非ト也今
あうるト同トげすトこのことトむぢやうハ御食物あり
を内ニあり調トめありトすト也ひぢやうトを美女ト書ト
る旧記トあり又ひぢやうト又ひぢやうト又ひぢやうト書トるも
あり何トも同事也又未女トも有ト
一隨身ト云役ノの官位内部ト記ト
一如木退紅ノのト官位ノ部ト記ト退紅ハ装束ノ名也如木モ
一駕輿ト云ハ輿トを昇トる者ノ事也
一仕丁ト云ハめト侍トの者ノ也家来ト云ハ同ト
一押領使ト云ハ押トありト也領トハ我物トありト支配トすト也使ト

ハシ 役也

一前駟センガと云ハ五君外ハ御出の時御出イより先之系有る先供
乃事也騎馬少ク御先を系有る役也歳人と數ハ不定前駟と
書テせんぐとよむ也其の字ハ清スミと云の字ををにどりていふ
前駟の字ハハシと云ふ事あり也

一雜掌ザツシヤウと云ハ色々シロシロの事をいふ也
上彩雜掌あり旧記キあり
上彩氏の家味イあり

一放免ハカベンと云役乃事東鑑廿三云建保六年將軍実朝任大将
為拜賀参鶴岡隨兵江判官能範布衣革緒ノ細尻鞆太
刀郎等三人雜色四人調度掛一人放免四人と云
判官ハ檢非
遣使判官也
東鑑卷二十四云檢非遣使大夫判官景康東
帶平塵蒔太刀舎人一人郎等四人調度掛小舎人
童各一人看督長二人火長二人雜色六人放免
五人トアリ

歌字着ハ放免の
つけ物ハつき
系正の大事と云
妹外松ヨスル
也笑へし秘スル
事ニハ眼ス

○ 放免ハ檢非遣使の廳テウ乃廳トハ役所ノ事也 下部乃役の名也放免ハ警
固ゴする役也賀茂祭の時あども警固小出る也死罪流罪の
者あども時カ警固を勤ヒ也賀茂の祭あども禰ホコ禰ホコを
持也鴨長明カモチヤウメイが四季物語賀茂の祭此条云放免の下人の
がきまははけけるまづづづ秋のそあ垣百ありガキヒヤク
まづきまありづづあづけづづぬ名物あり云はけづづ

源平盛衰記卷十
三信連戦ノ条ニ
足輕共乱レ入テ
サガレ奉レト下
和ス云
又同十四卷三井
寺食糧ノ条ニ足
輕ニ之百人法勝
寺ノ北サテヨリ
三条河原祇園ノ
辺マテスルリト
遣シテ在家ニ火
ヲ放トバトアリ
太平記系州六秀
詮兄方討死ノ条
ニ楠ガ足輕ノ野
武士三百人兩方
の保田ハ立傍イ
減リ支ヘ散ル
討ル

カ者ノ幸追祀
源平盛衰記四十
五卷内大目京上
ノ条地蔵冠者ト
云中間十カ法師
ト云カ者ヲ友時
ニ相具レテ進ケ
リ云々上古ハ公
家諸家ニカ者ヲ
召込レケレトモ
京都將軍家ニハ
常ニカ者ヲ召込
レザリレ故式正
ノ時脚輿ヲモカ
カセ長刀持セラ
ル、ニハ門跡ノ
カ者ヲ借り用ヒ
ラレシ也

也実の出家ハあはざる也青法師と云々青ハ装束の色青
きを云々也又同記應永三十年十一月一日の条カ者
同二日の条カ者十人白事あり皆多きを云

一足輕乃事レヤカナンジ樵談治要ヨウニ云史書ハ文明十二年一条橋足輕といふ物あざ
停止せしむる事昔より天下おみづから幸ハ傳せざりか
海といふ旧記あざもあるさう題目也平家のうづら
といふ事と云々平清盛入道三百人あつたれより傳せしむる夜
始々おまねる足輕ハ起過テウクハしる悪黨也そのゆへ洛中洛
外乃諸社諸寺五山十刹ヒツ公家門跡の滅亡ハかれり兩行也
敵のくそと云々人あきくハ力ありさうあきく

お屋敷りあまひハ火をら多々材室をみづる事ハ初と云々ゆ
強盗といふべしかゝるためハ前代未聞の事也下署是も擬り
扱すも古武具懐しる者ハ軍陣の爲ニ諸方の悪黨をあ
らゝぬと云々事と見たり強剛ガウキヤウありあはるを
しる廻りも云々足輕ハ名付る也何れハ山城サンブ
夜盗ヨトウの類成し

一公方の御小者の名ハ何ナニカ付る也諸家より也同前記
古実ハ御小者子若くあり永禄十一年朝倉義景亭ハ成記
御小者右ノサキ熊若若左ノサキ梅若干若くあり貞助雜
人トモヤナリ記ニ云

御小者ヲ御小
人トモヤナリ

佐々木は左衛門尉高綱御禮着此役を勤む以時高徳服楯
 を禮の上よりあつてさうさうと見えてあやうくことごとく
 あつてさうさうと見えてあやうくことごとく
 まる君此御禮を忘す日ハ君事ある時先服楯を以て進
 むる者也然るる服楯を御禮の上より忘す也是を難むる君
 ハ勇士の故実をもちてさうさうと見えてあやうくことごとく
 えさう
御旨持下云後アリ東鑑ニ所ニニ
將軍ノ御旨ヲ持ツ役人ナリ

一 御鑑着御旗差御調度掛御衣袋指以上口所の役ハは
 量多擡て御侍有るあるよりて武士の面目よりす役也東
 鑑をよめりて知るべし

一 隨兵と云ハ將軍家御拜賀の御番内
ズイヒヤウ
云御番内トハ禁裏
一御入あるを云
 又ハ御社以番侍等此時式正行列を以
 たりし時名ある武士幾十餘も幾る餘も甲冑を以て御
 供するを云何と稱する也外の御供の面ハ水干垂垂將衣
 素袍等の装束也隨兵ハは君をも護ふる役ある御甲
 冑を以て弓矢を帶りて御供する也猶網巾の御子隨
 兵ハ三徳を兼て侍する者必は役も修む
侍トハ
三徳トハ
 侍代乃勇士
代ト云
勇ト云
 弓馬の達者容儀乃御女
容儀ハは身つらう男が
り之御女ハは生付兄のふ
 侍代といふもさうさうと見えてあやうくことごとく
カトキ
ケイ
エト
トモモル
 警衛の特あり用意あり云
 右朝朝の御東鑑卷廿二より見えさうさう



委細ハ官位ノ部ニ記 守護ト云ハ將軍家より分付武士を諸國へ下シテ

其國ノ物支配を以テ人々を云領家ト云ハ諸國の内ニ家

衆の領分ニ支配人云地頭ト云ハ武家の領分を支配する

者を云古ハ國司領家ト云テ守護地頭ハ無ク也鎌倉朝

々乃村より守護地頭を始りし事太平記卷一ニ武家より公

家を茂ナカレロやナカレロなることハありし事所ハ地頭ツヨクト云

領家ハよき國ミも守護まミ國司ハ權ミ也ミ朝

廷ハ年々小衰武家ハ日々盛也ミ

後者レユレキト云ハ人の氣ミつらみの事也ミ人々後者ミト云ハ義也

歌書草紙物語などハミすさミあると後者ミあり

